



最高裁秘書第002289号

平成24年7月30日

志岐武彦様

最高裁判所事務総局秘書課長 中村



司法行政文書開示通知書

平成24年6月27日付け（同月29日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

(1)から(33)まで 審査事件票（各片面で1枚）

なお、開示文書の左上角に記載した「(1)」等の数字はもとの文書には記載がなく、今回の開示にあたって文書を特定するために付したものである。

(34) 平成20年12月26日付け最高裁判第一第001833号刑事局長通達「検察審査会関係の統計報告について」（片面で17枚）

(35) 平成24年1月6日付け最高裁判第一第000011号刑事局長通達「「検察審査会関係の統計報告について」の一部改正について」（片面で3枚）

(36)から(47)まで 第1表「審査・建議勧告事件月報」（各片面で1枚）

(48) 第2表「受理・既済事件内容別年報」（片面で1枚）

(49) 第3表「起訴相当事件等事後措置年報」（片面で1枚）

(50) 第4表「審査事件罪名別新受・既済年報」（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

(1) 1の(1)及び(2), (19)から(22)まで, (29)から(32)までの各文書中、「関連事件」欄の各記入部分は、いずれも個人識別情報が記載されており、この情報は、情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当するものであるから、この情報が

記載されている部分を不開示とした。

- (2) 1の(1)から(33)までの各文書中、枠外の追番号記入欄 ((5)及び(29)から(32)までの各文書を除く。) 及び「(1)被疑者」欄 ((5)及び(29)から(32)までの各文書を除く。) の各記入部分は、いずれも個人識別情報が記載されており、この情報は、情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当するものであり、1の(29)から(32)までの各文書中、枠外の追番号記入欄及び「(1)被疑者」欄の各記入部分は、いずれも検察審査会法第26条により公開しないこととされている審査会議の情報が記載されており、この情報は、情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当するものであるから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。
- (3) 1の(1)から(33)までの各文書中、「(2)事件名」欄 ((5)及び(29)から(32)までの各文書を除く。) の各記入部分は、いずれも公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報が記載されており、この情報は、情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当するものであり、1の(29)から(32)までの各文書中、「(2)事件名」欄の各記入部分は、いずれも検察審査会法第26条により公開しないこととされている審査会議の情報が記載されており、この情報は、情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当するものであるから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。
- (4) 1の(1)から(33)までの各文書中、「(3)受理区分」欄 ((5)の文書を除く。), 「(4)原不起訴処分」欄 ((5)の文書を除く。), 「(6)審査期間」欄 ((5)の文書の「3 議決」部分を除く。), 「(7)審査の経過」欄 (「備考」欄を除く。) 及び「(8)議決区分」欄 ((5)の文書を除く。) の各記入部分は、いずれも検察審査会法第26条により公開しないこととされている審査会議の情報が記載されており、この情報は、情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当するものであるから、この情報が記載されている部分を不開示とした。
- (5) 1の(1)から(33)までの各文書中、「(5)申立人」欄 (「弁護士による申立代理の有無」欄を除く。) の各記入部分は、いずれも個人識別情報が記載されており、

この情報は、情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当するものであるから、この情報が記載されている部分を不開示とした。

- (6) 1の(11), (24), (26), (27), (33)の各文書中、「備考」欄の各記入部分は、いずれも個人識別情報が記載されており、この情報は、情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当するものであり、1の(22)の文書中、「備考」欄の記入部分は、検察審査会法第26条により公開しないこととされている審査会議の情報が記載されており、この情報は、情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当するものであり、1の(28)から(32)までの各文書中、「備考」欄の各記入部分は、いずれも個人識別情報及び検察審査会法第26条により公開しないこととされている審査会議の情報が記載されており、これらの情報は、情報公開法第5条第1号及び同条第6号に定める不開示情報に相当するものであるから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。

3 開示の実施方法等

- (1) 1の各文書については、閲覧及び謄写ができる。

- (2) 閲覧及び謄写の場所

最高裁判所事務総局秘書課

- (3) 開示実施の期間

平成24年7月31日から8月14日まで（土、日、祝日を除く。）午前9時から午後5時まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）

ただし、謄写室の利用時間は午後4時45分まで

担当課 秘書課（文書室）電話03（3237）3051（直通）

電話03（3264）5652（直通）